

西公園の屋内遊び場の整備について

1. 概要

西公園の市民プール跡地については、「あらゆる世代の市民だれもが楽しめるレクリエーションエリア」として現在、整備を進めているところである。

このたび、市民プール跡地の公園施設のひとつとして屋内遊び場を設置し、当エリアにおける公園の機能を強化するものである。

2. 屋内遊び場の設置場所

屋内遊び場は、市民プール跡地の地下鉄東西線高架下プロムナードより南側に整備する。一方、北側にはインクルーシブ対応の「遊具ゾーン」、スケートボードや BMX などができる「アーバンスポーツ広場」などの公園整備を行う。

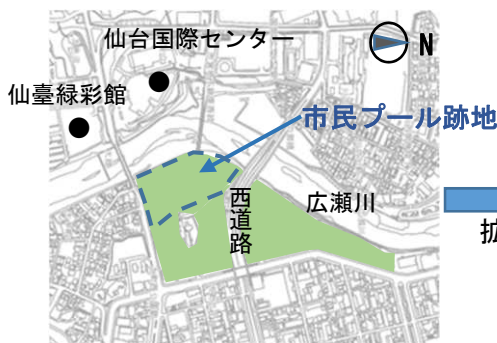


図 1：西公園区域図



図 2：市民プール跡地計画図

3. 屋内遊び場について

(1) 整備の目的

本市では、「せんだいこども若者プラン 2025」（計画期間：令和 7～11 年度）において、「遊びの環境の充実」を基本施策のひとつとして位置づけている。こどもの健やかな成長を支えるため、天候に左右されず、安全な環境でこどもが遊びに集中することができる屋内遊び場を整備するものである。

裏面に続く

（２）施設の目指す姿

- ・自然を活用した遊びなど、屋外の遊びと連続性をもった遊びが可能となる施設
- ・こどもの育ちの観点から、遊びを通じて多様な体験の創出や学びにつながる施設
- ・本市の遊び場を象徴し、市全域からの利用を見込む施設
- ・社会全体でこども・子育てを応援する気運を醸成するために、子育て家庭に限らず、多様な人が訪れる機会の創出につながる施設

※「仙台市遊びの環境の充実に向けた取組方針」（令和７年３月）より

４．屋内遊び場設置による効果

- ・市民プール跡地は、西公園再整備基本構想において「あらゆる世代の市民だれもが楽しめる緑の芝生が広がるレクリエーションエリア」として計画されている。屋内遊び場が設置されることにより、「遊具ゾーン」や「アーバンスポーツ広場」と合わせて公園の遊びの機能が強化されるとともに、家族連れの来訪が多く見込まれ、賑わいが創出される。



（参考）市民プール跡地の計画（西公園再整備基本構想〔平成１７年１２月〕より）

- ・屋内の拠点施設が公園にできることにより、年間を通しての公園利用が促進される。
- ・屋内遊び場には、本市全域及び県内外からの利用者の来訪が期待され、インクルーシブ遊具やアーバンスポーツを目的とした利用者など様々な公園利用者による交流が促進される。

５．今後の予定

【屋内遊び場】

令和７年度 基本計画の策定

令和８年度以降 設計・工事

【その他の公園施設】

令和７年度～令和８年度 「アーバンスポーツ広場」の整備